

令和3年6月18日

各位

## 契約規定・保証委託約款・同意条項改定のお知らせ（しんきん保証基金）

平素は備北信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます

当金庫では、2021年7月1日より下記規定、保証委託約款・同意条項を改定します。改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめ、改定の内容および改定する規定および保証委託約款をお知らせします。

## 記

## 改定日

2021年7月1日（木）

## 改定内容

- ・新旧対照表（契約規定・保証委託約款・同意条項）をご確認ください。

## 改定後の規定

しんきん保証基金	カードローン契約規定（随時返済用）
しんきん保証基金	学資ローン契約規定
しんきん保証基金	個人ローン保証委託約款
しんきん保証基金	住宅ローン（だんらん）保証委託約款
しんきん保証基金	当基金にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項

以上

新旧対照表（契約規定・保証委託約款・同意条項）

（下線部分が変更点）

改訂対象	新	旧	変更内容
しんきん保証基金 カードローン 契約規定 (随時返済用)	<p><b>第6条(指定口座の取引)</b>                      借主は、この取引を行うにあたり指定口座の取引とあわせ次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) (省略)                      (2) (省略)                      (3) (省略)                      (4) (省略)                      (5) (省略)                      (6) (省略)</p> <p>(7) この取引に使用するためのカードローン通帳(以下「通帳」という)を発行している場合、次のとおり取り扱うものとします。  <u>①通帳による取引を行う場合は、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。</u></p> <p>②(省略)                      ③(省略)                      ④(省略)                      ⑤(省略)                      (8) (省略)</p>	<p><b>第6条(指定口座の取引)</b>                      借主は、この取引を行うにあたり指定口座の取引とあわせ次のとおり取扱うものとします。</p> <p>(1) (省略)                      (2) (省略)                      (3) (省略)                      (4) (省略)                      (5) (省略)                      (6) (省略)</p> <p>(7) この取引に使用するためのカードローン通帳(以下「通帳」という)を発行している場合、次のとおり取り扱うものとします。  <u>①取扱店以外で通帳による取引を行う場合は、あらかじめ取扱店で通帳の所定欄に印鑑を押印のうえ、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。</u></p> <p>②(省略)                      ③(省略)                      ④(省略)                      ⑤(省略)                      (8) (省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑照合の実態を踏まえ、表現を改めました（副印鑑を想定した記述を削除）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しんきん保証基金                              カードローン                              契約規定</li> <li>・ しんきん保証基金                              学資ローン                              契約規定</li> </ul>	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p><b>第17条(費用の負担)</b>                      次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。</p> <p>(1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用                      (2) 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用                      (3) <u>借主</u>に対する権利の行使または保全に関する費用                      (4) この契約(変更契約を含む)に基づき必要とする手数料、印紙代</p>	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p><b>第17条(費用の負担)</b>                      次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。</p> <p>(1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用                      (2) 担保物件の調査または取立てもしくは処分に関する費用                      (3) <u>借主または保証人</u>に対する権利の行使または保全に関する費用                      (4) この契約(変更契約を含む)に基づき必要とする手数料、印紙代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人ローン契約規定にあわせて「保証人」を削除しました。(学資ローンでは23条)</li> </ul>
	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p><b>第20条(報告および調査)</b>                      1. 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、<u>借主</u>の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。                      2. 借主は、<u>借主</u>の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。</p>	<p>※条項は「カードローン契約規定[随時返済用]」の場合</p> <p><b>第20条(報告および調査)</b>                      1. 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、<u>借主および保証人</u>の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。                      2. 借主は、<u>借主もしくは保証人</u>の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人ローン契約規定にあわせて「保証人」を削除しました。(学資ローンでは26条)</li> </ul>

新旧対照表（契約規定・保証委託約款・同意条項）

改訂対象	新	旧	変更内容
<p>しんきん保証基金 消費者ローン 保証委託約款</p>	<p><b>第1条(保証の委託)</b> 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) 4. 貸付契約が契約期間満了、<u>解約</u>、その他の理由により終了した場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約に基づいて主債務者が既に借入した債務の弁済が終了するまで継続するものとします。 5. (省略) 6. (省略)</p>	<p><b>第1条(保証の委託)</b> 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) 4. 貸付契約が契約期間満了、<u>失効、解除</u>、その他の理由により終了した場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約に基づいて主債務者が既に借入した債務の弁済が終了するまで継続するものとします。 5. (省略) 6. (省略)</p>	<p>・貸付契約で一般的に使用される表現に改めました。</p>
<p>しんきん保証基金 個人ローン 保証委託約款</p>	<p><b>第8条(届出事項の変更、成年後見人等の届出)</b> 1. (省略) 2. 主債務者は、次の各号の場合には、直ちに信用金庫を通じ(第10条の代位弁済の後は直接)、基金に届け出るものとします。 (1)家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または<u>主債務者</u>の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき (2) (省略) (3) (省略) 3. (省略)</p>	<p><b>第8条(届出事項の変更、成年後見人等の届出)</b> 1. (省略) 2. 主債務者は、次の各号の場合には、直ちに信用金庫を通じ(第10条の代位弁済の後は直接)、基金に届け出るものとします。 (1)家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または<u>借主</u>の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき (2) (省略) (3) (省略) 3. (省略)</p>	<p>・保証委託約款の表現を統一し、「借主」を「主債務者」に変更いたしました。</p>
<p>しんきん保証基金 住宅ローン(だんらん)</p>	<p><b>第1条(保証の委託)</b> 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) 4. 貸付契約が契約期間満了、<u>解約</u>、その他の理由により終了した場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約に基づいて主債務者が既に借入した債務の弁済が終了するまで継続するものとします。 5. (省略) 6. (省略)</p>	<p><b>第1条(保証の委託)</b> 1. (省略) 2. (省略) 3. (省略) 4. 貸付契約が契約期間満了、<u>失効、解除</u>、その他の理由により終了した場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約に基づいて主債務者が既に借入した債務の弁済が終了するまで継続するものとします。 5. (省略) 6. (省略)</p>	<p>・貸付契約で一般的に使用される表現に改めました。 ・消費者ローン保証委託約款と表現をあ統一いたしました。</p>
<p>保証委託約款</p>	<p><b>第8条(届出事項の変更、成年後見人等の届出)</b> 1. (省略) 2. 主債務者、連帯保証人および物上保証人は、次の各号の場合には、直ちに信用金庫を通じ(第10条の代位弁済の後は直接)、基金に届け出るものとします。 (1)家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または<u>主債務者</u>の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき (2) (省略) (3) (省略) 3. (省略)</p>	<p><b>第8条(届出事項の変更、成年後見人等の届出)</b> 1. (省略) 2. 主債務者、連帯保証人および物上保証人は、次の各号の場合には、直ちに信用金庫を通じ(第10条の代位弁済の後は直接)、基金に届け出るものとします。 (1)家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または<u>借主</u>の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき (2) (省略) (3) (省略) 3. (省略)</p>	<p>・保証委託約款の表現を統一し、「借主」を「主債務者」に変更いたしました。</p>

新旧対照表（契約規定・保証委託約款・同意条項）

改訂対象	新	旧	変更内容
	<p><b>第 16 条(連帯保証人)</b>                      1. (省略)                      2. (省略)                      3. 連帯保証人が本条第 1 項による保証債務を履行した場合、代位によって基金から取得した権利は、<u>主債務者</u>と基金との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合は、基金の同意がなければこれを行使しないものとします。また、連帯保証人と基金が共有することとなった担保権については、基金が連帯保証人に優先して弁済が受けられるものとします。                      4. (省略)                      5. (省略)                      (1) (省略)                      (2) (省略)                      (3) (省略)                      6. (省略)                      7. (省略)</p>	<p><b>第 16 条(連帯保証人)</b>                      1. (省略)                      2. (省略)                      3. 連帯保証人が本条第 1 項による保証債務を履行した場合、代位によって基金から取得した権利は、<u>借主</u>と基金との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合は、基金の同意がなければこれを行使しないものとします。また、連帯保証人と基金が共有することとなった担保権については、基金が連帯保証人に優先して弁済が受けられるものとします。                      4. (省略)                      5. (省略)                      (1) (省略)                      (2) (省略)                      (3) (省略)                      6. (省略)                      7. (省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証委託約款の表現を統一し、「借主」を「主債務者」に変更いたしました。</li> </ul>
<p>しんきん保証基金 住宅ローン（だんらん） 保証委託約款</p>	<p><b>第 23 条(連帯債務に関する特約)</b>                      連帯債務の場合は、前記規定のほか、次によるものとします。                      1. (省略)                      2. (省略)                      3. (省略)                      4. <u>主債務者</u>のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって信用金庫から取得した権利は、他の主債務者と基金との取引継続中は、基金の同意がなければこれを行使しないものとします。</p>	<p><b>第 23 条(連帯債務に関する特約)</b>                      連帯債務の場合は、前記規定のほか、次によるものとします。                      1. (省略)                      2. (省略)                      3. (省略)                      4. <u>借主</u>のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって信用金庫から取得した権利は、他の主債務者と基金との取引継続中は、基金の同意がなければこれを行使しないものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保証委託約款の表現を統一し、「借主」を「主債務者」に変更いたしました。</li> </ul>
<p>当基金にかかる 個人情報の取り 扱いに関する同 意条項</p>	<p>第 11 条（お問い合わせ窓口）                      また、個人情報保護方針などについては、<a href="https://www.shinkin-hosho.jp">https://www.shinkin-hosho.jp</a> をご参照ください。</p>	<p>第 11 条（お問い合わせ窓口）                      また、個人情報保護方針などについては、<a href="http://www.shinkin-hosho.jp">http://www.shinkin-hosho.jp</a> をご参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ強化の一環として SSL 化したことにより URL の表示を変更いたしました。                      （住宅ローン事前審査申込書では 7.）</li> </ul>

以 上